

請願番号	請願第26号	受理年月日	平成21年9月17日
請願の件名	<p>宮崎県における自衛隊病院の誘致促進に関する要望についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>宮崎県の地域医療の崩壊を解消するために、国の機関で設置・運営する自衛隊病院を誘致促進していただきますよう特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>宮崎県においては、救急医療に対応できない地域医療の崩壊が発生しています。最大の原因は、救急を担う医師・看護師の不足と医療現場の疲弊であるといわれています。</p> <p>宮崎県の県立病院の医師不足状況は、延岡病院では、眼科、精神科、消化器内科の休診、日南病院の小児科問題が発生し、3箇所<small>カ</small>の県立病院の経営状態は、赤字経営が続き、経営形態を協議する検討委員会が設置されています。</p> <p>西都医師会病院は、西都、児湯地区住民の中核的救急医療を担ってきましたが、医師不足、医療関係者の待遇、医療施設の老朽化等、厳しい経営状態に陥っています。このため、緊急を要する患者は、宮崎市郡医師会病院に搬送されてきましたが、その医療保険費は、40億円にも及ぶ状況になっています。</p> <p>また、搬送を受ける宮崎市郡医師会病院でも、内科医の不足に伴い、救急患者を市郡の医師による輪番制で受け入れていますが、限界状況にあります。</p> <p>県内の小林、日南地域においても、医師不足により、休診する科目が発生し、中核的救急医療体制が崩壊しています。</p> <p>国の機関で、唯一、医師を確保している機関は、自衛隊病院であります。</p> <p>自衛隊病院は、総合病院規模の施設、職員を有し、自衛隊中央病院の他、全国の自衛隊基地に、陸上7、海上5、航空3の16カ箇所<small>カ</small>に設置されています。</p> <p>防衛省は、2008年4月から一部に限定していた自衛隊関係者以</p>		

外の一般国民の利用を新病院を含めて、すべての病院で認めることを決定しています。

また、近年では、自衛隊病院の医官を地方の公立病院や僻地医療に対する派遣を検討されていると聞いております。

九州では、福岡、熊本、別府に陸上、佐世保に海上、那覇に航空の各自衛隊基地が配置されています。

宮崎県には、陸上自衛隊都城駐屯地、えびの駐屯地部隊、海上東京通信隊えびの送信所、航空自衛隊新田原基地、航空自衛隊高畑山分屯基地等5箇所自衛隊基地が配置されていますが、現在、自衛隊病院は配置されていません。

つきましては、県内の自衛隊隊員、家族の医療体制の確立と併せて、宮崎県内の医師不足により医療崩壊状況にある地域医療の健全化を図り、医師養成の機関として、自衛隊病院の誘致促進を早急に展開していただきますよう、県民を代表しまして切望するものであります。

紹介議員

濱砂 守	満行 潤一
田口 雄二	押川 修一郎
西村 賢	松村 悟郎
坂口 博美	河野 哲也

摘要